

令和5年度全国家畜衛生主任者会議資料



独立行政法人

農林水産消費安全技術センター

Food and Agricultural Materials Inspection Center

目 次

I	総説	
1	業務の目的及び内容	1
2	各事務所の所在地	2
II	飼料関係検査業務	
1	「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく立入検査	3
2	「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」に基づく立入検査	3
3	特定添加物の検定及び表示に関する業務	4
4	大臣等確認検査	4
5	GMPガイドラインに基づく確認検査	5
6	モニタリング検査	5
7	飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等	5
III	その他	
1	飼料等安全性検査技術取得研修会実施状況	6
2	飼料の安全と分析における WOAH コラボレーティング・センター	6
3	飼料等の共通試料による分析鑑定	7
4	都道府県との連携	7
	別紙 1 飼料安全法に基づく立入検査	
	別紙 2 ペットフードの立入検査	
	別紙 3 特定添加物（抗生物質）の検定及び特定添加物製造業者の登録にかかる調査	
	別紙 4 BSE（牛海綿状脳症）の発生防止に資するための検査	

I 総説

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年12月22日法律第183号）第3条）

(2) 業務の内容

① FAMICは、(1)の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ア 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。
- イ アに掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- ウ 日本農林規格又は飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資及び食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第6項に規定する食品表示基準が定められた同法第2条第1項に規定する食品（酒類を除く。）の検査を行うこと。
- エ 日本農林規格その他の農林水産分野における規格に関する認証又は試験等（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第2項第3号に規定する試験等をいう。）その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他のこれらの事業の適正な実施に必要な能力に関する評価及び指導を行うこと。
- オ ウに規定する農林物資及び食品（カにおいて「農林物資等」という。）の品質管理及び表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- カ エ及びオに掲げるもののほか、農林物資等の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。
- キ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。
- ク 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。
- ケ 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- コ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。
- サ アからコの業務に附帯する業務を行うこと。

② FAMICは、①の業務のほか、次の業務を行う。

- ア 日本農林規格等に関する法律第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号の規定による検査及び質問並びに同法第66条第1項から第5項までの規定による立入検査及び質問
- イ 食品表示法第9条第1項の規定による立入検査及び質問
- ウ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第四十条第一項の規定による立入検査及び質問
- エ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問
- オ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第30条第1項の規定による集取及び立入検査並び

- に同法第35条第2項の規定による立入検査
- カ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去
 - キ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取
 - ク 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定による立入検査
 - ケ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

2 各事務所の所在地

- ◎ 本 部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
 - ・農薬検査部：東京都小平市鈴木町2-772
 - ・横浜事務所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
- 札幌センター：札幌市北区北10条西4-1-13 道新ビル
札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎（肥飼料検査課）
- 仙台センター：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
- 名古屋センター：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
- 神戸センター：神戸市中央区港島南町1-3-7
- 福岡センター：福岡市東区千早3-11-15

II 飼料関係検査業務

1 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく立入検査（別紙1）

農林水産大臣の指示に基づき、FAMIC の職員が製造事業場等へ立入検査を行い、飼料等の収去を行っている。

立入検査した際に収去した飼料及び飼料添加物については分析・鑑定を行い、その結果を農林水産大臣に報告している。分析・鑑定結果の概要は、農林水産大臣が公表している。

また、立入検査及び分析・鑑定の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っている。

ア 立入検査の内容

製造現場において飼料及び飼料添加物、業務に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施している。

イ 収去品の分析・鑑定

収去した飼料等について、有害成分が基準値以下であるか否か、飼料添加物が適正に添加されているか等について分析を行っている。また、肉骨粉の混入の有無等を確認するために鑑定を行っている。

表1 立入検査及び収去品の検査成績

区 分	年 度	
	令和3年度	令和4年度
検査箇所数	272	294
うち製造基準等違反件数 (違反率 (%))	0 (0%)	1 (0.3%)
収去件数	242	240
うち違反件数 (違反率 (%))	1 (0.4%)	0 (0%)

2 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」に基づく立入検査（別紙2）

平成21年12月より農林水産大臣の指示に基づき、FAMIC の職員が愛玩動物用飼料（以下ペットフードという）の製造業者及び輸入業者へ立入検査を行い、ペットフードの集取を行っている。

立入検査した際に集取したペットフードについては分析を行い、その結果を農林水産大臣に報告している。分析結果の概要は、農林水産大臣が公表している。

また、立入検査及び分析の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っている。

ア 立入検査の内容

製造現場においては、業務に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施している。

輸入業者においては、輸入に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、製造工程の確認、表示票検査等を行っている。

イ 集取品の分析・鑑定

集取したペットフードについて、有害成分が基準値以下であるか否か、添加物が適正に添加されているか等について分析を行っている。

表2 立入検査及び集取品の検査成績

年度 区分	令和3年度	令和4年度
検査箇所数	61	65
集取件数	110	107
うち違反件数(違反率(%))	0(0%)	0(0%)

3 特定添加物の検定及び表示に関する業務(別紙3)

特定添加物(飼料添加物に指定されている抗生物質製剤(現在11種類)については検定を受け、これに合格したことを示す合格証紙が付されているもの、あるいは登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す特別な表示を付したものでなければ販売してはならないとされており、FAMICは、この試験品の採取、試験及び合格証紙の貼付等の検定業務を行っている。

表3 特定添加物の検定実績

年度 区分	令和3年度	令和4年度
特定添加物の検定件数	68	101

4 大臣等確認検査(別紙4)

BSE発生防止等のため、①チキンミール、フェザーミール、豚血粉、魚粉、豚肉骨粉、馬肉骨粉、原料混合肉骨粉等の製造事業場において、これら以外のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、②ゼラチン、コラーゲンの製造事業場、③牛肉骨粉及びこれらを原料とする養殖水産専用飼料の製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査、④動物性油脂の製造事業場において、牛のせき柱が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、⑤輸入魚粉等の輸入先の製造事業場において、魚介類以外のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査及び⑥肉骨粉等を原料とするペットフードの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査を行っている。

表4 大臣等確認検査数

年度 区分	令和3年度	令和4年度
大臣確認検査(注1)	53	101
理事長確認検査(注2)	21	33

注1 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け農林水産省消費・安全局長通知)に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)に基づくもの

5 GMPガイドラインに基づく確認検査

「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号、農林水産省消費・安全局長通知。以下「統合GMPガイドライン」という。）に基づき、飼料又は飼料添加物を製造する事業場若しくは飼料又は飼料添加物を輸入する事業場の統合GMPガイドラインへの適合状況の確認検査を行っている。

「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」（平成19年4月10日付け19消安第13845号、農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。）に基づき、抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する事業場の抗菌剤GMPガイドラインへの適合状況の確認検査を行っている。

表5-1 統合GMPガイドラインに基づく確認検査件数

区分	年 度	
	令和3年度	令和4年度
飼料又は飼料添加物を製造する事業場	97	102
飼料又は飼料添加物を輸入する事業場	0	0

表5-2 抗菌剤GMPガイドラインに基づく確認検査件数

区 分	年 度	
	令和3年度	令和4年度
配合飼料を製造する事業場	5	4
飼料添加物複合製剤を製造する事業場	0	0

6 モニタリング検査

飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査等を実施している。なお、検査結果はホームページ等で公表している。

表6 モニタリング検査点数

区 分	年 度	
	令和3年度	令和4年度
飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査	19	17
飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査	495	478
飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査	98	93
飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定	202	204
飼料中の遺伝子組換え体の検査	1	2

7 飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等

飼料及び飼料添加物の検査技術を向上させるため分析法の開発、改良を行うとともに、飼料等の分析法について、国際基準との比較検討を実施している。

表7 開発実績

年度	令和3年度	令和4年度
	分析法の開発の課題数	10

III その他

1 飼料等安全性検査技術取得研修会実施状況

当該研修会は、都道府県飼料関係職員の飼料に関する高度な知識及び技術の習得並びに指導能力の向上を図るため、消費・安全局長が毎年度、研修会の内容、開催期間等その実施計画を定め、FAMICにおいて実施している。（受講受付等の事務は、消費・安全局 畜水産安全管理課で行っている）

表8 研修会実施状況

実施年度・場所	実施内容	受講者数（都道府県名）
令和3年度 8月27日 Web開催 (FAMIC本部)	飼料安全法令、飼料の収去方法	27名（青森、福島、茨城2名、栃木4名、埼玉、東京、新潟、富山2名、長野、静岡、愛知、大阪、山口、徳島、香川、愛媛、佐賀3名、宮崎2名、鹿児島）
1月25日 Web開催 (FAMIC本部)	飼料安全法令、飼料の収去方法、飼料中の重金属の分析法、かび毒の分析法、飼料の鑑定	30名（青森、岩手5名、秋田、福島、栃木2名、群馬、埼玉、神奈川3名、富山2名、岐阜、大阪2名、鳥取、山口、香川、熊本2名、大分2名、宮崎2名、鹿児島）
令和4年度 6月27日 Web開催 (FAMIC本部)	飼料安全法令、飼料の収去方法、飼料中の重金属の分析法、動物由来たん白質の検出法、飼料の鑑定法	47名（岩手5名、宮城2名、秋田、山形、福島、茨城5名、栃木、埼玉2名、東京4名、富山2名、長野2名、岐阜2名、静岡、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、島根、広島、香川2名、愛媛、福岡、長崎2名、熊本、宮崎2名、鹿児島2名、沖縄）
10月31日～11月2日 (FAMIC神戸センター)	飼料安全法令、飼料の収去方法、飼料中の重金属の分析法、かび毒の分析法、動物由来たん白質の検出法	5名（宮城、山梨、大阪、香川、鹿児島）

2 飼料の安全と分析における WOH コラボレーティング・センター

FAMIC は飼料の安全と分析における WOH コラボレーティング・センターとして、飼料の安全確保に関する国際会議及び技術研修の開催や、飼料中の有害物質のモニタリング結果、飼料分析法等、ウェブページ上での情報発信を通して、コラボレーティング・センターとしての活動を行っている。令和元年12月には12カ国とラボネットワークを構築している。また、令和5年2月1日には、WOH アジア太平洋事務所と共同で、オンラインにて WOH アジア・太平洋地域を対象にした飼料の安全性に関する飼料中の農薬分析の技術研修を実施した。

3 飼料等の共通試料による分析鑑定

都道府県の飼料検査指導機関、飼料・飼料添加物製造等業者、民間分析機関等を対象に、分析及び鑑定技術の維持向上を図り、併せて分析誤差を把握し、飼料等の適正な製造及び品質管理の実施に資することを目的として、飼料等の共通試料による分析鑑定が毎年実施されており、FAMIC は、農林水産省からの要請により、参加者に対して技術的助言を行っている。

令和4年度は、飼料品質改善協議会が行う「共通試料による分析・鑑定」における試料の調製、結果の取りまとめ等に技術的助言及び協力を行った。FAMIC6 センターを含む206の試験室が参加し、うち、都道府県の検査指導機関は33試験室、登録検定機関は6試験室であった。

飼料安全法に基づき、都道府県による飼料の栄養成分等に関する検査、登録検定機関による検定が適切に行われるよう、各試験機関は引き続き試験値の信頼性確保に取り組む必要があるところであり、FAMIC も必要な助言等を行っていく。

4 都道府県との連携

家畜のエンドファイト中毒を疑う事例が発生した場合には、都道府県からの依頼により乾牧草中のエルゴバリン・ロリトレムBの定量試験をFAMICで実施している。このような場合には、畜水産安全管理課に一報を入れた上で、FAMICに依頼を行う。

また、飼料の立入検査計画の策定にあたり、あらかじめ立入検査先の調整を行うこととされているので、引き続きご協力願う。

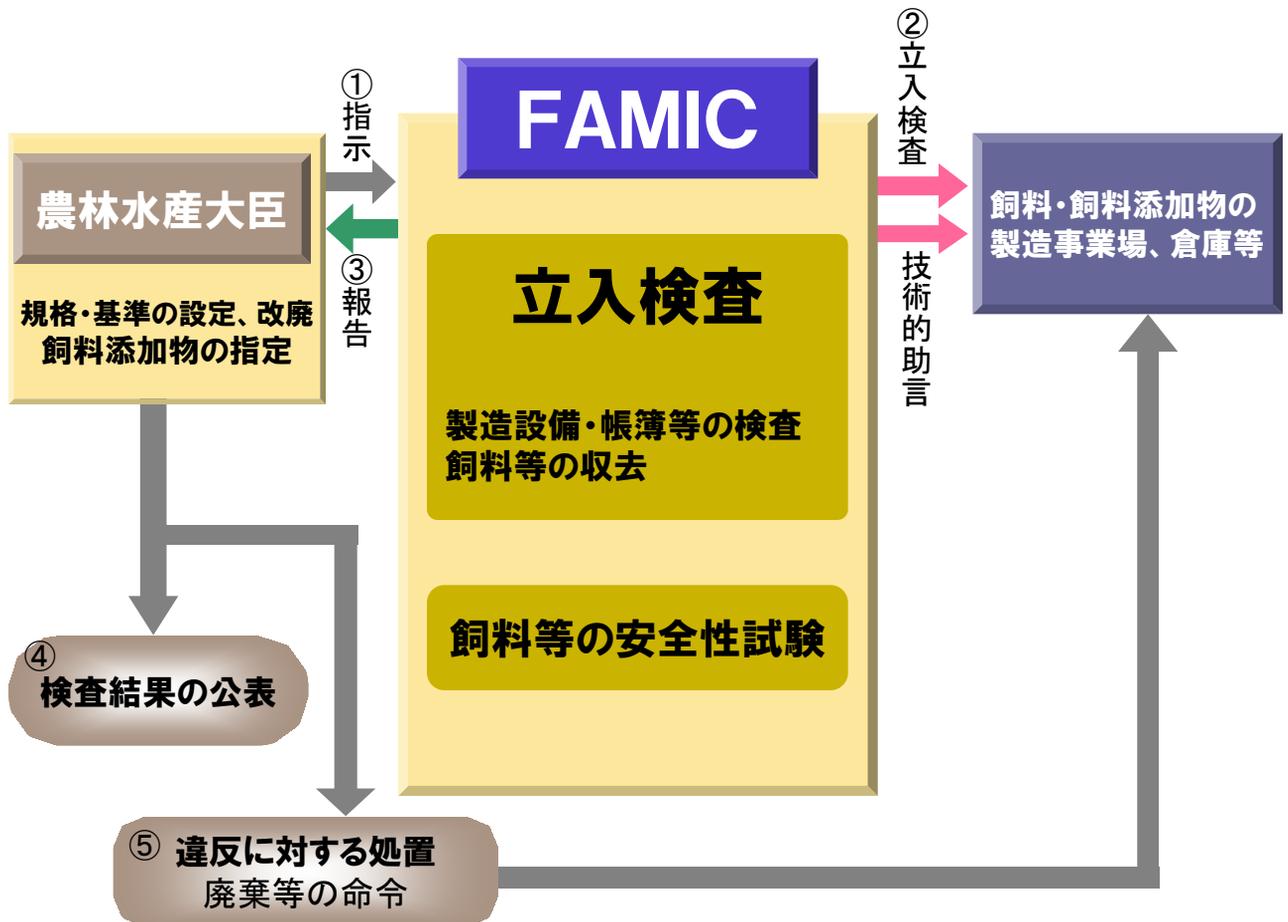
(別紙1) 飼料安全法に基づく立入検査

(センター法第10条第2項第4号)
(飼料安全法第57条第1項)

安全な畜産物を生産するためには、飼料も安全なものでなければいけません。そのために、飼料や飼料添加物の製造や使用については、安全性を厳しくチェックする必要があります。

FAMICは、農林水産大臣の指示により、飼料及び飼料添加物の製造事業場等に立ち入り、飼料等の製造設備及び帳簿等の検査や飼料等の収去を行っています。

収去した飼料等は、有害物質の濃度が基準に適合しているか否かの安全性に係る分析・鑑定検査を行っています。



●分析している有害成分の例

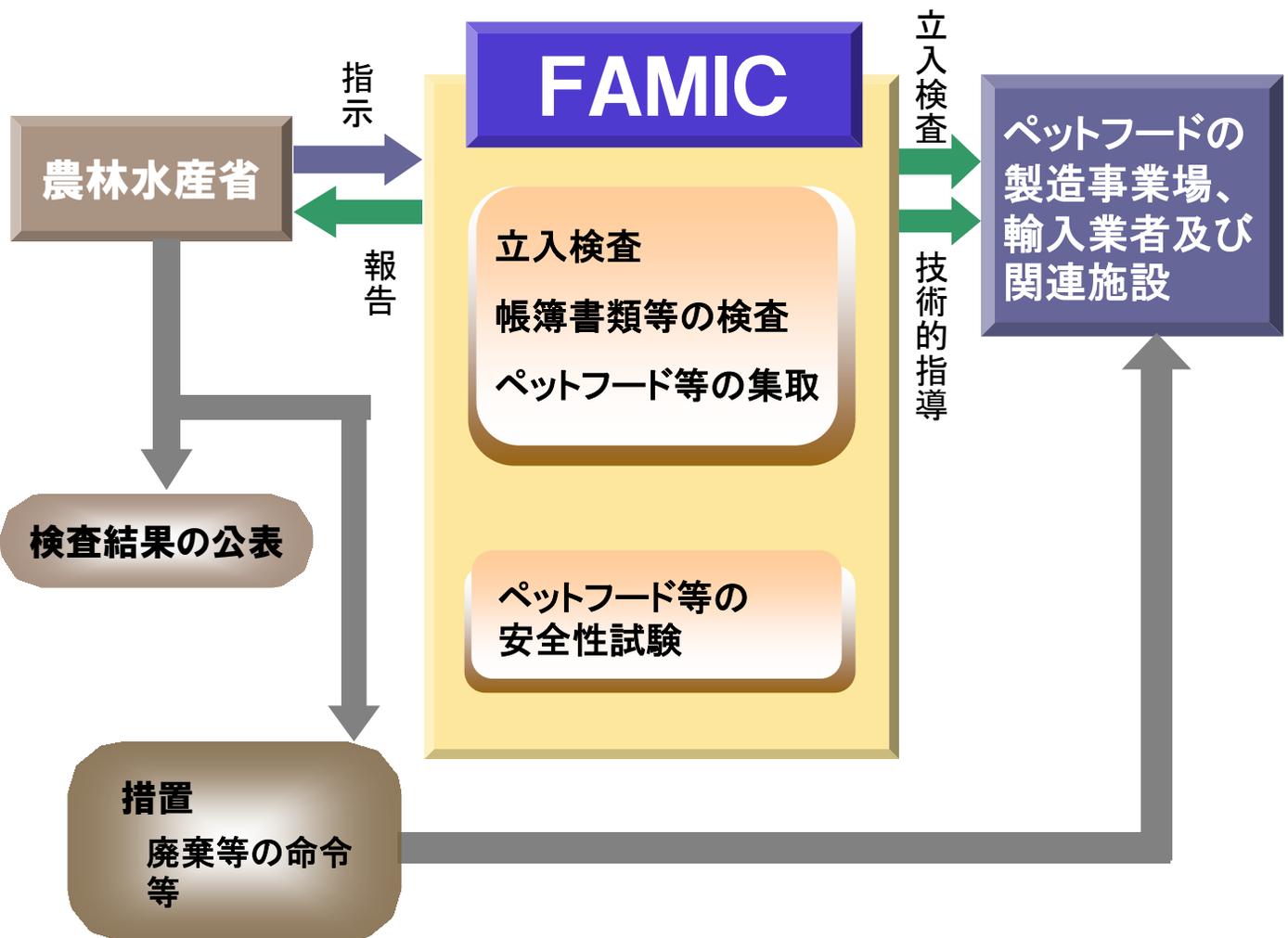
- ・かび毒(アフラトキシン等)
- ・重金属(カドミウム等)
- ・残留農薬
- ・メラミン
- ・硝酸態窒素
- など

(別紙2)ペットフードの立入検査

(センター法第10条第2項第5号)
(ペットフード安全法第13条第1項・第2項)

FAMICは、農林水産大臣の指示により、ペットフードの製造事業場、輸入業者等に立ち入り、ペットフードに係る帳簿や表示等の検査やペットフード及び原料の集取を行っています。

集取したペットフード等については、有害物質等が基準・規格に適合しているかどうか試験を行っています。



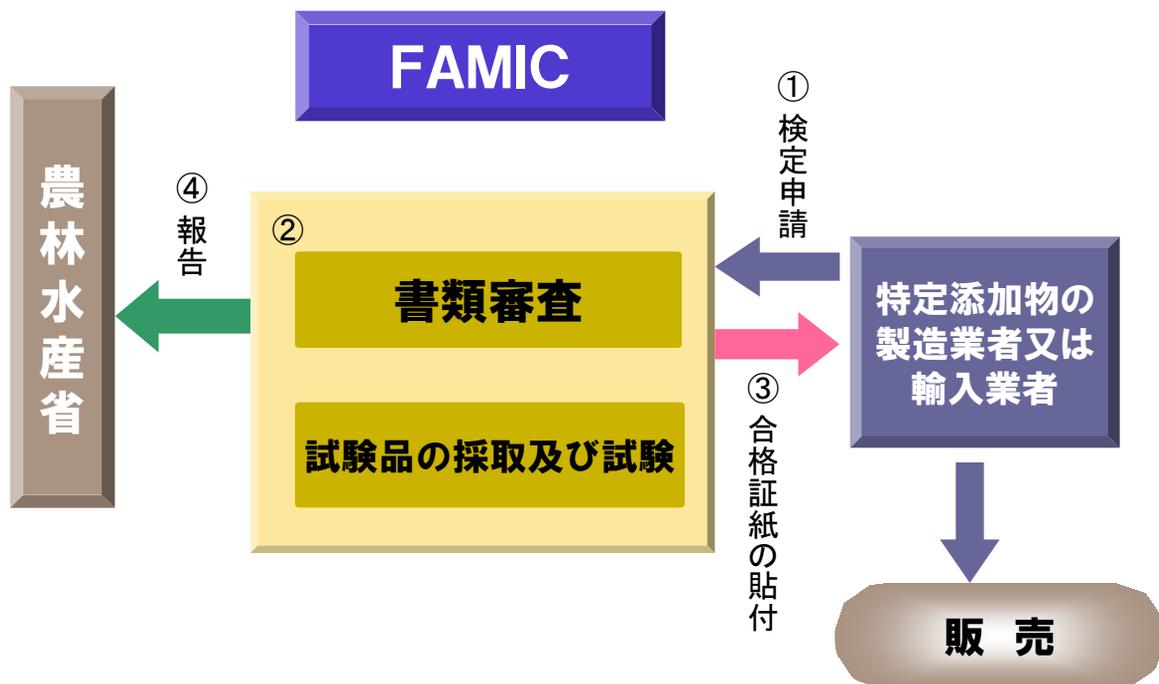
●分析している有害成分の例

・アフラトキシンB1 ・農薬

(別紙3) 特定添加物(抗生物質)の検定

(センター法第10条第1項第8号、第10号)
(飼料安全法第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条、第21条)

FAMICは、飼料に用いる特定添加物の製造業者等からの検定申請があった場合、試験品の採取及び試験並びに合格した製剤への合格証紙の貼付を行っています。



(別紙4) BSE(牛海綿状脳症)の発生防止に資するための検査

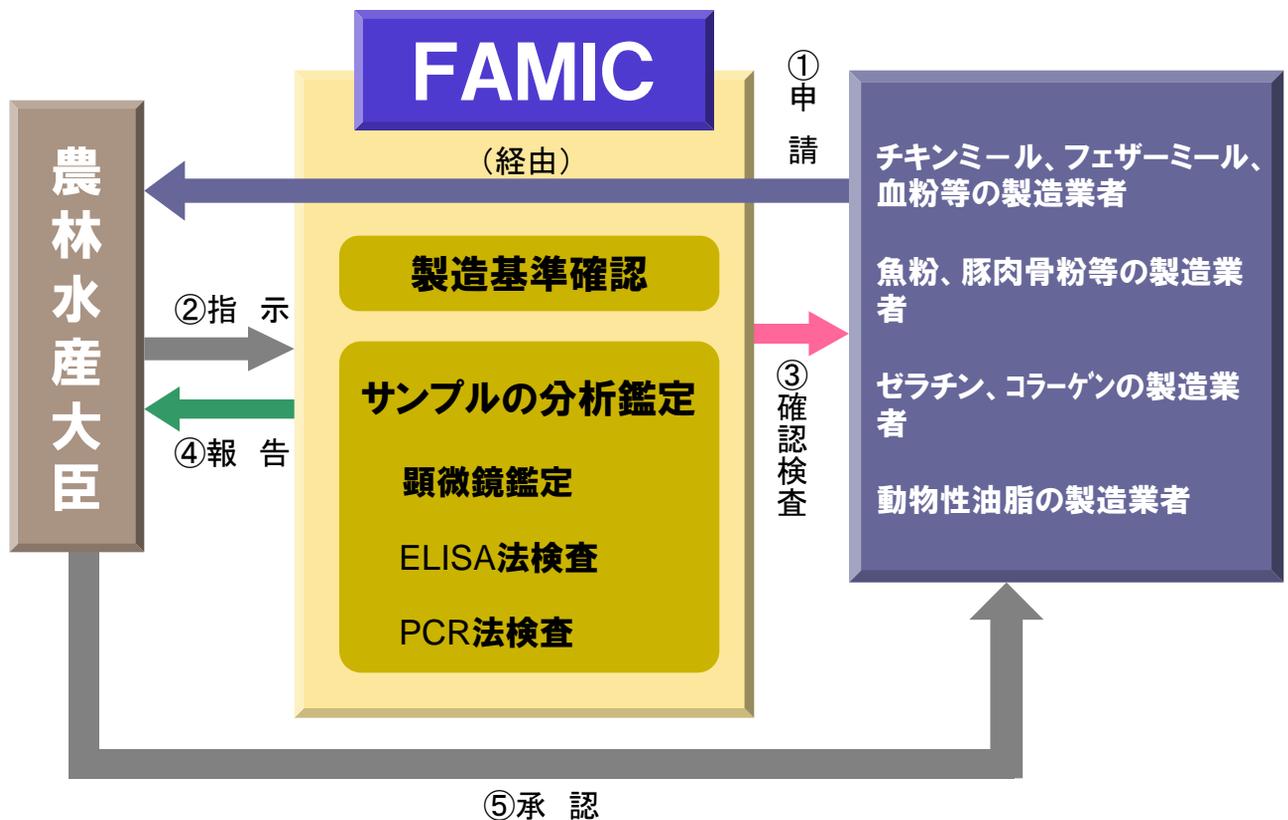
(センター法第10条第1項第7号)

(飼料安全法第3条第1項)

(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1))

BSE(牛海綿状脳症)発生防止のため、豚肉骨粉、家きん処理副産物、魚粉等は製造基準(牛由来たん白質が混入しないこと)に適合しているものに限り飼料原料として流通することができます。

FAMICは、農林水産大臣の指示により、申請事業場が製造基準に適合しているかどうかの検査を行っています。



このほか、と畜場汚泥を肥料として利用する場合のリスク管理措置として、肥料用に使用されると畜場汚泥の検査を行っています。